

---

◎意見書案第 3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第22、意見書案第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 意見書案第3号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）。表記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）。

手話とは日本語を音声だけではなく手指や体の動き、表情を使う独自の語彙や文法体系を保つ言語である。音声聞こえない、音声で話すことができないなど聴覚障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で手話は大切な情報と獲得とコミュニケーションの手段である。しかしながら、我が国で手話は日本語の習得を妨げるものとして誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

国連総会において平成18年12月に採択された障害者権利条約の第2条に、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義され、手話が言語に含まれることが明記された。我が国は平成19年9月にこの条約に署名したものの権利条約批准に当たり必要な国内法の整備が必要なため、平成23年7月障害者基本法を改正し手話が言語であること明確に位置づけた。

しかしこの規定だけでは音声言語中心の社会から聾者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、権利条約で言語に関連して置かれているさまざまな規定に対応し、手話言語に関する手話を獲得する、手話で学ぶなどの権利を保障するためには専門法である手話言語法の制定が必要である。よって、国においては手話言語法（仮称）を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました但本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 質疑というより確認したいと思います。意見書（案）は十分議論されたと思いますけれども、当然白老町の聴覚障害者が何人ぐらいいるという前提で、全国的な規模ですけれどもそういう部分を含めて議論されたのか。

それともう1点は聴覚障害者の方の団体があると思いますけれども、そういう団体の方からこういう法を制定するという関係で懇談何かを開いたことがあるのかどうか、意見を聞いたことがあるのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） この手話言語法の制定を求める意見書は、公営社団法人北海道聾唖連盟から来ております。白老町の現状では担当課にも確認をいたしました但登録は確認できないということ

です。それで白老町ではいらっしゃるはずなのですが今のところ登録はされていないということですので人数的なものはこちらとわかりかねます。

それから聴覚団体の方々と懇談をされたのかということなのですが、この言語基本法ができて第2条で改正をされたことで手話を学ぶことができる、手話を獲得することができるこういったことが言語法ができないことには進んでいかないということで聾啞者連盟のほうから来ました。道でも3月19日の道議会で可決をされ、道内各自治体も49議会において可決をされていますということで、白老町は6月前に私のところをお願いしたいということで来ました。これは党としての意見書ではなくてこの団体から来たものであります。私はなぜ私に来たのか考えました。何年か前に北海道聾啞者連盟の代表の方とそれから白老町の聾啞者の方と懇談をしたことがあります。その中でやはり自分たちの置かれている状況、それからなかなか手話言語法が広がらないのだということと、私はやっぱり手話を学ぶことでいろいろな場面で、今テレビでも国会の中で首相が話したりするときによく手話の方がいらっしゃいますけど、それが手話として使うことさえ認められていないという法律があったということで、障がい者の権利条約の1項目として改正されたけれども法ができないとそれ以上進めないというそういった現状を私もお電話してお話をいたしました。ぜひ意見書として通していただきたいというふうに再度またお願いをされましたので今回提出をさせていただきました。

○議長（山本浩平君）　ほか質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。  
意見書案第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。  
よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。  
議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。